

○多摩市都市計画に関する基本的な方針改定検討委員会設置要綱

令和 4 年 月 日多摩市告示第 号

多摩市都市計画に関する基本的な方針改定検討委員会設置要綱(設置)

第1条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 18 条の2第1項の規定による多摩市都市計画に関する基本的な方針の改定に関し検討するため、多摩市都市計画に関する基本的な方針改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に報告する。
- (1) 多摩市都市計画に関する基本的な方針の改定案の作成に関すること。
- (2) その他、多摩市都市計画に関する基本的な方針の改定に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者(以下「委員」という。)をもって構成する。

企画政策部企画課長 企画政策部資産活用担当課長 総務部防災安全課長市民経済部経済観光課長 くらしと文化部コミュニティ・生活課長子ども青少年部子育て支援課長 健康福祉部高齢支援課長健康福祉部障害福祉課長都市整備部都市計画課長 都市整備部街づくり担当課長都市整備部道路交通課長都市整備部交通対策担当課長環境部環境政策課長 環境部公園緑地課長

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

|教育部教育振興課長 下水道課長

3 委員長には、都市整備部都市計画課長の職にある者をもって充て、副委員長は、委員の互 選により定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

(幹事会)

- 第6条 委員会は、第2条に規定する所掌事項の調査、研究その他の作業を行うため、補助組織として幹事会を設置する。
- 2 幹事会は、委員の推薦する者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は、委員長が指名し、副幹事長は、幹事長が指名する。
- 5 幹事長は、幹事会を招集し、会議を主宰する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第7条 委員長及び幹事長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、都市整備部都市計画課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、公示の日から施行する。